

教保体第581号  
平成20年7月3日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 }  
各 県 立 学 校 長 } 様  
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

咽頭結膜熱（プール熱）に関する対策について（通知）

本年の咽頭結膜熱（プール熱）に関する対策について、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から、平成20年7月2日付けで別添（写し）のとおり依頼がありましたので、同依頼文書の下記事項に御留意いただくようお願いします。

咽頭結膜熱（プール熱）については、例年プールを利用する時期に先立って注意いただいているところですが、今夏は、埼玉県衛生研究所が公表している「感染症患者発生情報」によれば、6月中旬（6月9日から15日の週）に増加し、以降その水準で推移してきていますので、児童生徒の健康管理に注意くださるようお願いします。

なお、咽頭結膜熱（プール熱）は、学校保健法で第二種伝染病に位置付けられており、主要症状が消退した後2日を経過するまで出席停止とされていますが、症状により伝染のおそれがないと認められたときはこの限りではないため、学校医その他の医師の意見を聞くなどして適切に対応してください。

なお、市町村教育委員会においては、管内の学校に周知してくださるようお願いします。

衛生研究所のHP

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BA30/eiken/surveillance/srv.htm>

上記HPを開き、「感染症発生動向調査」の2008年の医療機関還元情報週報を御覧ください。

担当；県立学校部保健体育課  
健康教育担当 謝村

TEL；048-830-6963

FAX；048-830-4971

Eメール；a6960@pref.saitama.lg.jp



事 務 連 絡  
平成 20 年 7 月 2 日

附属学校を置く各国立大学法人事務局  
各都道府県私立学校主管課 御中  
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

### 咽頭結膜熱に関する対策について（依頼）

咽頭結膜熱については、例年6月頃から徐々に増加しはじめ、7～8月にピークを示す「夏かぜ」の一つで、プールを介して流行することが多いので、プール熱とも呼ばれています。通常の感染経路は飛沫感染ですが、プールでは眼やのどの粘膜からの感染も考えられており、水泳指導時には特に注意が必要です。

については、学校における咽頭結膜熱の感染拡大防止のため、下記の事項に留意し、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県私立学校主管課においては、所管の学校法人に対して周知されるよう併せてお願いいたします。

### 記

- 1 学校において児童生徒等の健康観察を十分に行うとともに、学校や地域における患者発生状況を把握する。
- 2 手洗いやうがいを励行するなど、普段から予防のための指導を充実させる。
- 3 水泳前後のシャワーの励行やプールの環境衛生管理の徹底を図るなど、予防措置を充実させる。

(本件連絡先)  
文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課保健指導係  
TEL：03-6734-2918



## 注目すべき感染症

### ◆咽頭結膜熱

咽頭結膜熱は主にアデノウイルス3型(他に1、2、5、6、7型等でもみられる)に感染することによってみられる咽頭炎、結膜炎を主とする急性ウイルス性感染症である。発熱、咽頭炎(咽頭発赤、咽頭痛)、結膜炎(結膜充血、眼痛、流涙、眼脂)が3主症状であり、通常感染曝露からの潜伏期間が5～7日、有症状期間は3～5日といわれている。感染経路は主に飛沫感染、接触感染であるが、その感染力は強く、タオル、ドアの把手、エレベーターのボタン、階段の手すり等の患者が触れたものを触ることによっても感染する場合があります、手洗いの励行と排泄物の適正な処理が感染予防の基本となる。しかし、本疾患は症状消失後も約1カ月間に渡って尿・便中にウイルスが排出されるといわれており、更に感染後発病はしない無症候病原体保有者も存在するため、効果的な感染予防対策の実行は困難であり、毎年全国的に乳幼児施設や小児施設において集団感染がみられている。

感染症発生動向調査によると、小児科定点からの咽頭結膜熱の定点当たり報告数は2008年は第20週以降第22週まで3週間連続して増加し、過去10年間の同週と比較しても最も報告数の多かった2006年に次ぐ報告数となっている(図1)。第22週の定点当たり報告数は0.69(報告数2,086)であり、都道府県別では石川県(1.52)、秋田県(1.43)、大阪府(1.31)、大分県(1.25)、兵庫県(1.17)の順となっている(図2)。第1～22週までの定点当たり累積報告数は6.83(累積報告数20,599)となっており、都道府県別では長崎県(14.07)、石川県(12.79)、大分県(12.44)、大阪府(12.14)、山口県(11.88)、青森県(11.73)、佐賀県(11.65)の順となっている(図3)。年齢別で見ると、例年5歳以下が全報告数の70%以上と発生の中心であり、7歳までで90%前後を占めているが、2008年は第22週までで2～3歳29.6%、0～1歳29.3%、4～5歳23.8%の順となっており、5歳以下で全体の80%を上回っている(図4、図5)。

図1. 咽頭結膜熱の年別・週別発生状況(1998～2008年第22週)

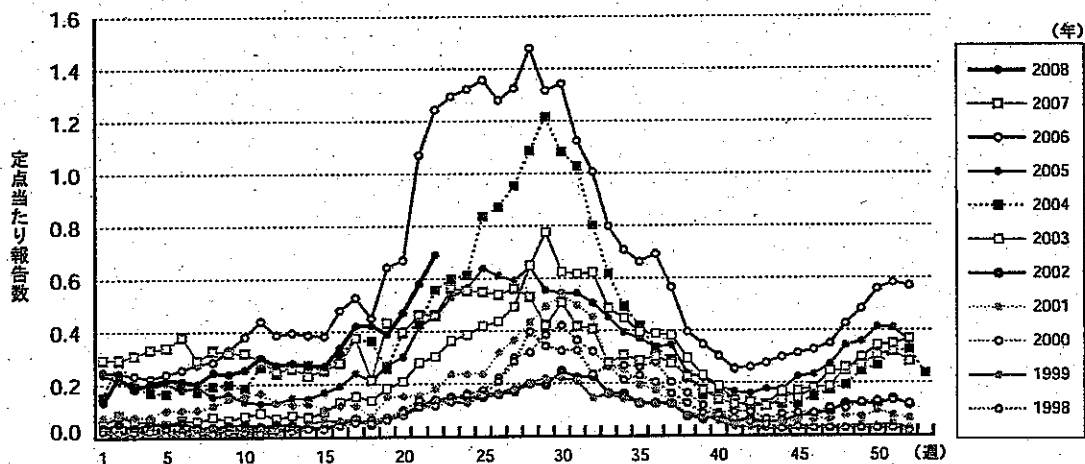


図2. 咽頭結膜熱の都道府県別報告状況(2008年第22週)

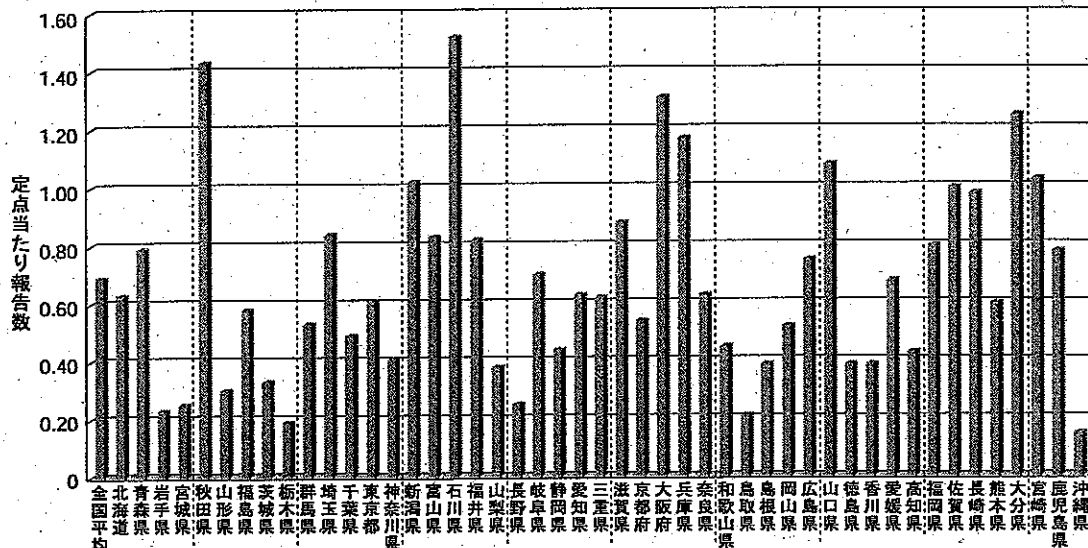


図3. 咽頭結膜熱の都道府県別累積報告状況(2008年第1~22週)

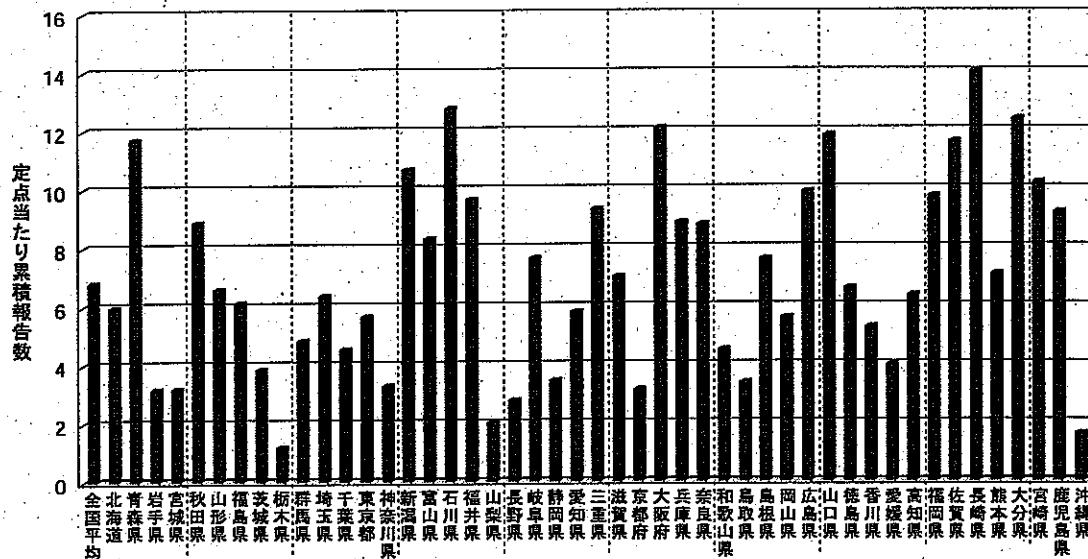


図4. 咽頭結膜熱の年別・年齢群別割合(2000年～2008年第22週)

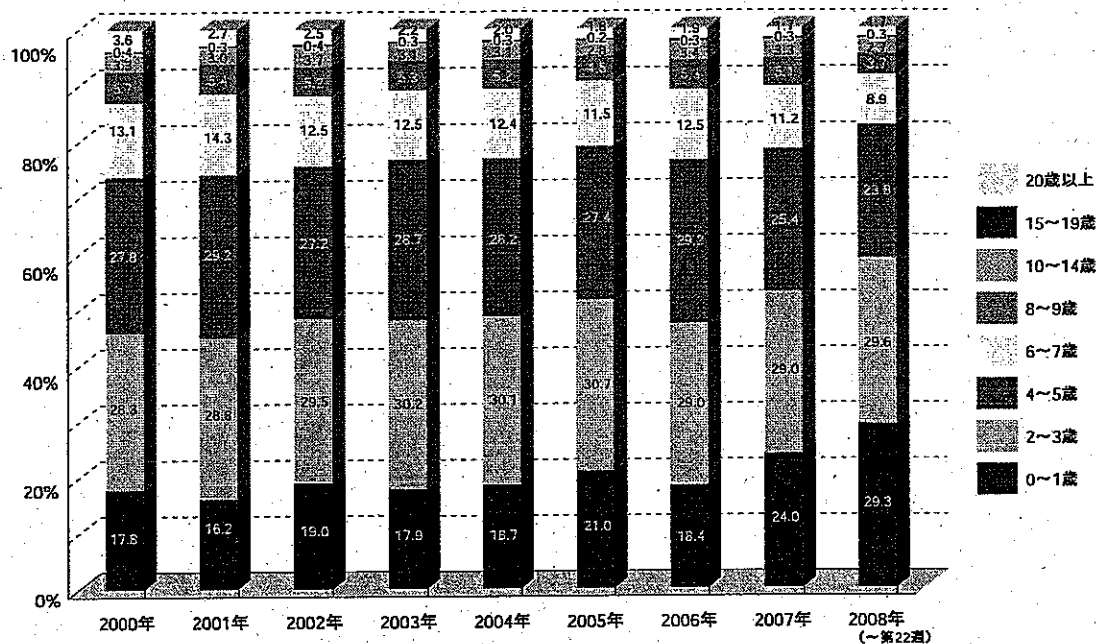
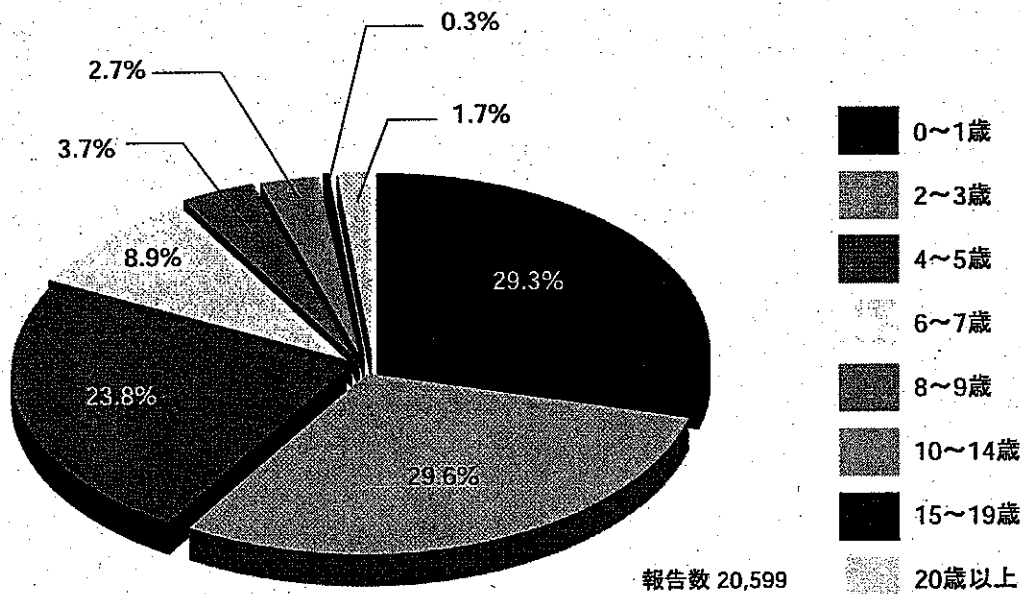
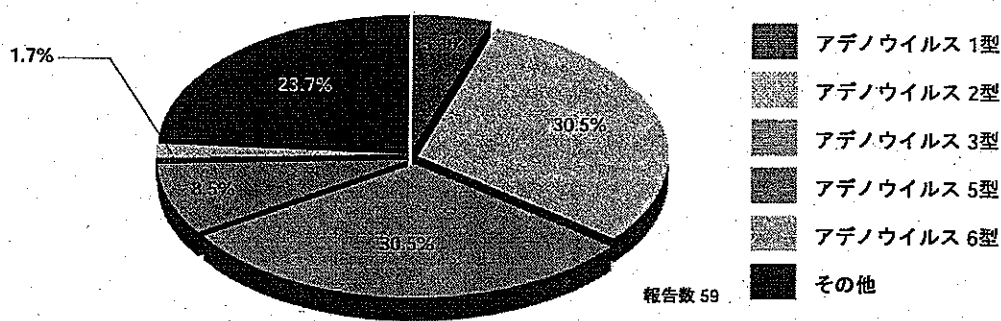


図5. 咽頭結膜熱累積報告数の年齢群別割合(2008年第1～22週)



全国の地方衛生研究所からの報告によると、第1週からこれまでに咽頭結膜熱患者から分離されたウイルス(総分離報告数59)では、アデノウイルス2型、3型が共に30.5%(分離報告数18)と同数であり、次いで5型8.5%、1型5.1%の順となっており、2007年に引き続いて3型の報告割合は50%以下となっている(図6)。

図6. 咽頭結膜熱分離ウイルスの型別割合 2008年



(病原微生物検出情報：2008年6月6日現在報告数)

咽頭結膜熱の報告数は夏季を迎えてさらに増加し、間もなく本格的な流行時期を迎えるものと推定される。今後ともその発生動向には注意深い観察が必要である。

教保体第558-2号  
平成20年7月8日

各県立学校長 様

県立学校部保健体育課長

委託業者の従事者に対する麻しん（はしか）発生の予防について（通知）

平成20年4月4日付け教保体第31号で「埼玉県麻しん対策マニュアルに基づく学校における対応について」通知をし、学校における麻しん患者発生の予防及びその対策について対応をお願いしているところです。

また、教職員に対しては、平成20年4月30日付け教福体第51号で「教職員の麻しん（はしか）に関する保健調査票」について通知し、これにより対応していただいているところです。

ところで、県では、県立学校において給食調理業務、環境整備業務、バスの運行業務及び清掃業務などについて民間会社と委託契約しており、これら従事者の健康管理については各委託会社に任されているところです。

このため、学校では直接、従事者に対して麻しんに関する実態を把握することができない状況となっています。

そこで、県では関係業者に改めて麻しんに関する正しい理解と予防について周知することを目的に、別紙のとおり関係業者あて通知文を作成したので、貴職から手交しただくようお願いいたします。

担当；県立学校部保健体育課  
健康教育担当 謝 村

TEL ; 048-830-6963

FAX ; 048-830-4971

Eメール；[a6960@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6960@pref.saitama.lg.jp)

教保体第558-1号  
平成20年7月8日

関係業者 様

埼玉県教育委員会教育長

従事者の麻しん（はしか）予防について（通知）

日ごろ、学校運営に関しましては格別の御協力をいただきありがとうございます。

さて、平成19年12月に「麻しんに関する特定感染症予防指針」が策定されました。この指針では平成24年度までに麻しんを排除し、その後も排除状態を維持することを目標としており、国、地方公共団体、医療関係者及び教育関係者が連携して取り組むべき施策について新たな方向性が示されました。

教育関係機関としては、今回新たに5年間の措置として定期接種の対象とされた中学校1年生及び高校3年生（それぞれ相当する年齢の者）には、積極的に予防接種を受けるよう勧奨するとともに、その他の学年についても可能な限り予防接種を受けるよう推奨しています。

また、県立学校に勤務する教職員に対しても、麻しんの未罹患者や予防接種の未接種者には、予防接種を行うよう推奨しています。

現在、県立学校において御勤務されている貴社の従事者の方々につきましても、健康管理については、日ごろより徹底されていることと思いますが、国立感染症研究所感染症情報センターが作成した「学校における麻しん対策ガイドライン」の職員の麻しん対策を参考に添付しますので、改めて麻しんに関する正しい理解と予防について御配慮くださるようお願いいたします。

学校における麻しん対策ガイドライン

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08040804.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm)

担当； 県立学校部保健体育課  
健康教育担当 謝村

TEL； 048-830-6963

FAX； 048-830-4971

Eメール； [a6960@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6960@pref.saitama.lg.jp)

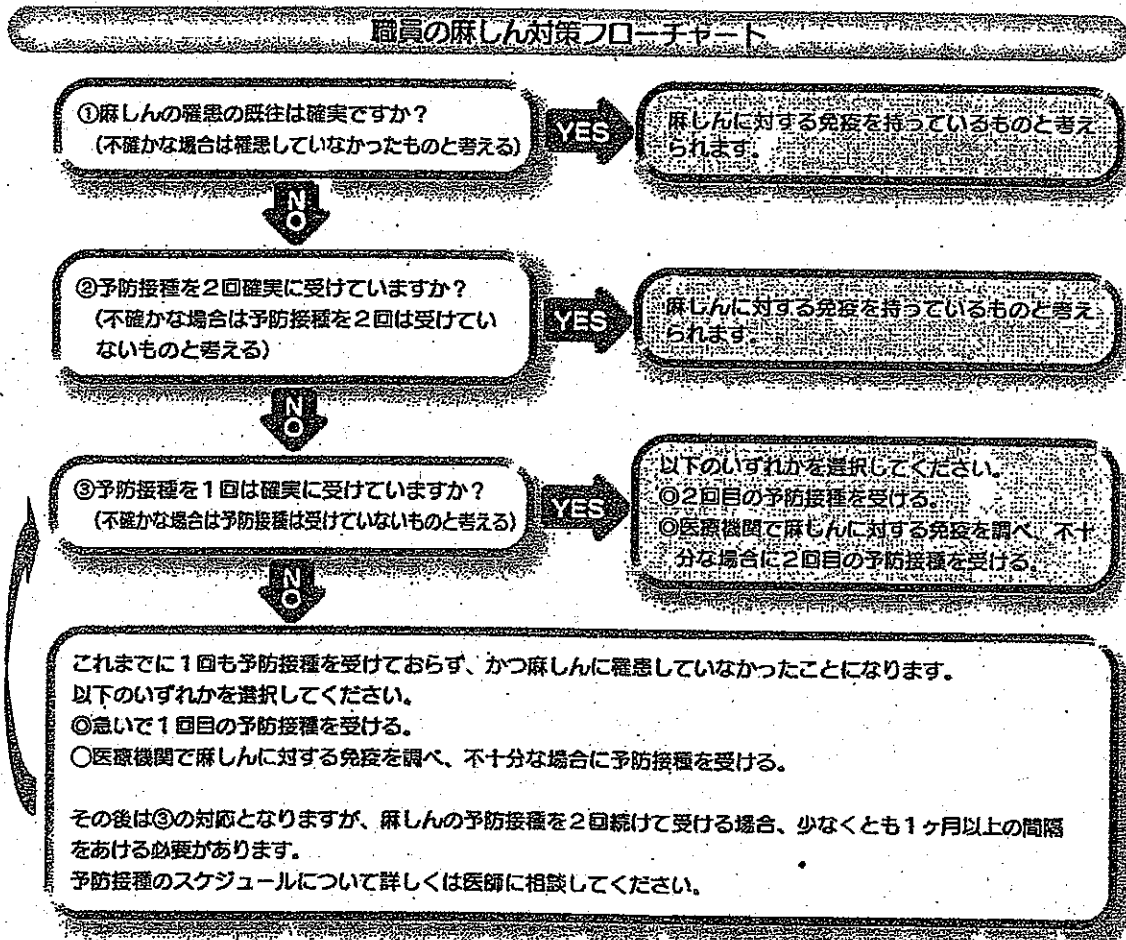


学校における麻しん対策ガイドライン

1-3. 職員の麻しん対策

世代ごとの麻しんに対する免疫保有状況からみて、学校の職員が学校における麻しん流行の端緒となることも危惧される。そのようなことが起きないようにするためには、日常的に児童生徒に接する機会のある全職員が次のフローチャートに従った適切な対応をとることが求められる。

特に、10代、20代、30代はそれ以外の世代と比較して麻しんに対する免疫保有の割合が低いので注意する必要がある。



上記のながれにおいて、記憶に頼ることなく、母子健康手帳で調べるなど確実な情報に基づき判断する必要がある。

\*なお、①麻しんの罹患の既往は確実ですか？の「確実」については、

- 1) 麻しんに罹った記録が残っていること
- 2) 家族や周りの人が麻しんに罹り、看病に携わったことがあるにも関わらず、自分はその後麻しんを発症しなかった経験があること
- 3) 麻しんの免疫があるかどうかを血液検査で調べて陽性であることが確認されていることなどがあてはまります。

平成20年7月14日

各市町村教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長  
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

麻しん風しんの第3期・第4期の予防接種の促進について（通知）

平成20年7月3日付け20ス学健第19号で文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から標記の件について別添（写し）のとおり通知がありました。

予防接種法施行令の一部改正により、平成20年4月1日から5年間の期限付きで、麻しん・風しんの定期予防接種対象者が現在の第1期・第2期に加え、各年度の中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者に拡大され、2回目の予防接種を受ける機会が与えられたことは周知のとおりです。

麻しんは、他の疾患に比べて感染力が強く、その症状の激烈さとともに合併症を起こす頻度が高い疾患です。麻しんは、医療が発達した現代でも特効薬はなく、麻しんを予防するには予防接種を受けることが効果的です。

以上のことから、6月に調査していただいた「麻しん（はしか）罹患歴及び予防接種状況確認リスト」（様式1-1）を御活用いただき、麻しん・風しんの定期予防接種の対象となる中学1年生と高校3年生に対して夏季休業中に予防接種が促進されますよう積極的な勧奨をお願いします。

なお、県教育委員会では、今後9月末時点での定期予防接種の接種状況の確認調査を予定しておりますことを申し添えます。

担 当 県立学校部保健体育課  
健康教育担当 高橋

電 話 048-830-6963

FAX 048-830-4971

[e-mail0237022@pref.saitama.jp.jp](mailto:e-mail0237022@pref.saitama.jp.jp)



20ス学健第19号  
平成20年7月3日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長  
各 都 道 府 県 指 定 都 市 教 育 委 員 会 健 康 教 育 主 管 課 長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長  
作 花 文 雄



麻しん風しんの第3期・第4期予防接種の促進について（通知）

標記について、厚生労働省健康局結核感染症課長から文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長に対し別添のとおり協力依頼がありました。

また、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長あてに「麻しん風しんの第3期・第4期予防接種の促進について（依頼）」が発出されています。

学校の設置者及び学校においては、地域の保健部局等と連携の上、「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用による学校における未接種者・既罹患者の確認調査を実施し、麻しん風しんの第3期・第4期末接種者に対して積極的に接種の勧奨をしていただき、早期の接種が促進されるよう適切な対応をお願いします。

都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む）に対しても周知されるようお願いします。

本件担当

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課保健指導係

電話 03-6734-2918



健感発第0627002号  
平成20年6月27日

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しん風しんの第3期・第4期予防接種の促進について（依頼）

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の予防接種につきましては、本年4月1日より実施されたところであり、貴職からは、それに併せて「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用を通知していただいたところであります。

今般、昨年度の麻しん風しん2期（小学校就学前に接種する予防接種）の接種率の調査際、第3期・第4期の接種状況について、聞き取り調査を行ったところ、多くの市区町村において、接種状況が低調であることが確認されました。

このため、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長あてに第3期・第4期の対象者への積極的勧奨についての通知を发出了しました。

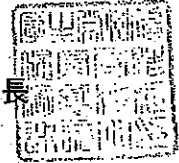
また、国立感染症研究所感染症情報センターが取りまとめている感染症動向調査の別添1「麻しんの発生状況」によると、本年も全国の大都市を中心として麻しんの流行が起きており、別添2「麻しん施設発生状況に係る調査について（第10報）」のとおり、高等学校及び中学校が休校・学級閉鎖などが報告されているところです。

このままでは、流行の未然防止や、麻しん排除の目標である対象者の接種率95%の達成が、危ぶまれることから、再度、貴職より学校機関（学校教育法に規定するところによる。）に対し「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用による学校における未接種者・既罹患者の確認調査を実施し、麻しん風しんの第3期・第4期の未接種者に対して積極的に接種の勧奨をしていただき、麻しん風しんの第3期・第4期の対象者の早期接種が促進されるよう周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

健感発第0627001号  
平成20年6月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しん風しんの第3期・第4期予防接種の促進について（依頼）

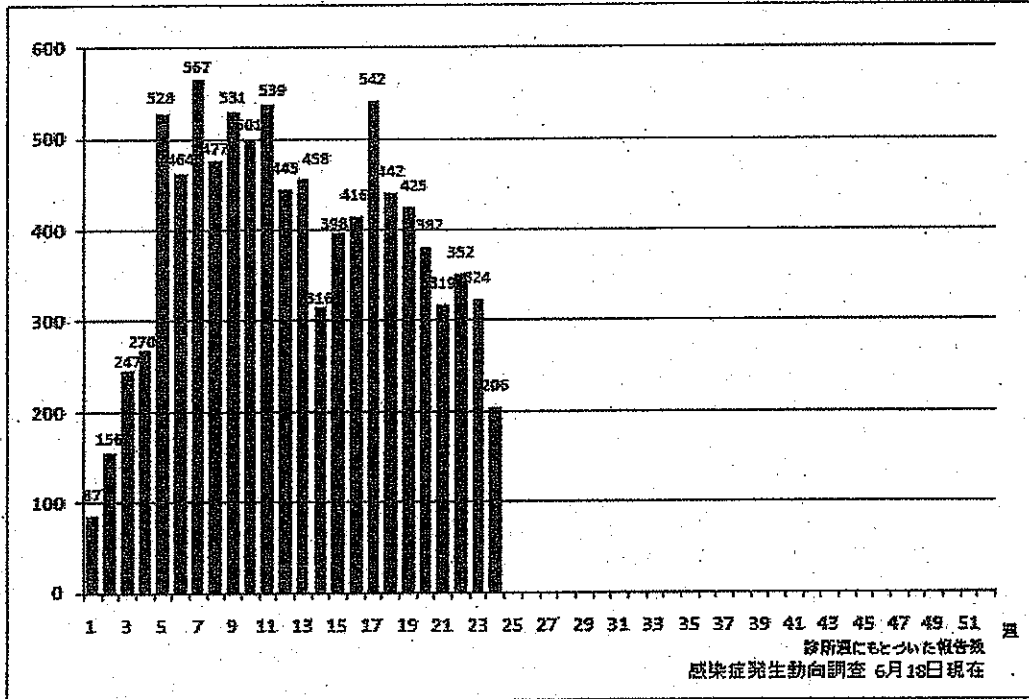
予防接種行政につきましては、白頃よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の予防接種につきましては、本年4月1日より実施されたところでありますが、今般、昨年度の麻しん風しん2期（小学校就学前に接種する予防接種）の接種率の調査際、第3期・第4期の接種状況について、聞き取り調査を行ったところ、多くの市区町村において、接種状況が低調であることが確認されました。

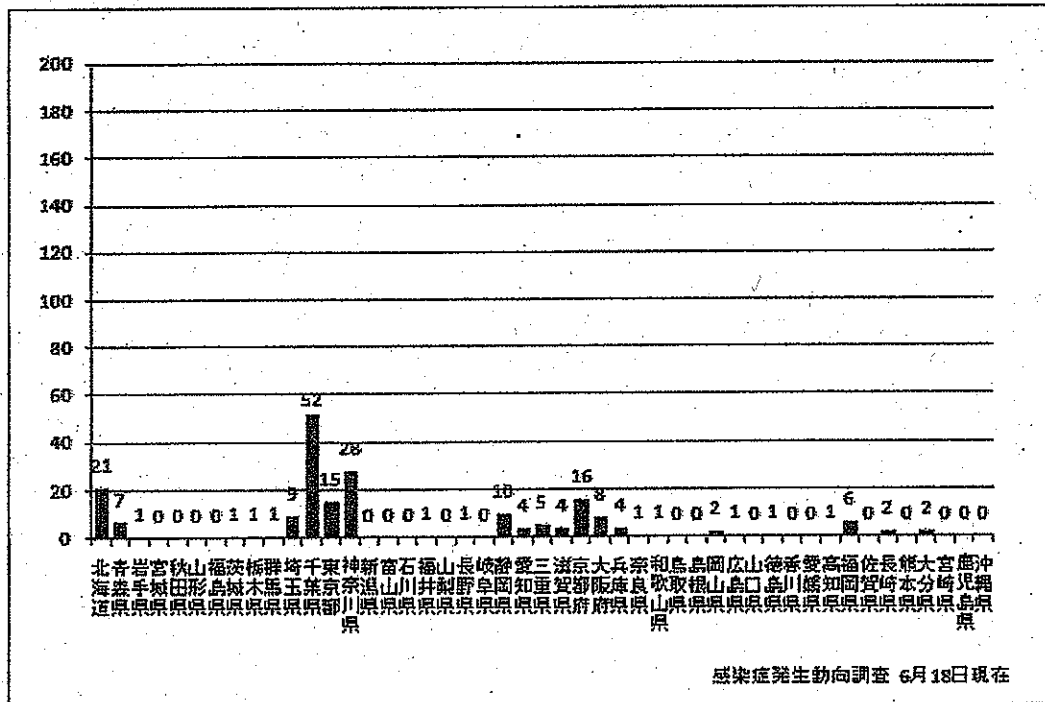
また、国立感染症研究所感染症情報センターが取りまとめている感染症動向調査の別添1「麻しんの発生状況」によると、本年も全国の大都市を中心として麻しんの流行が起きており、別添2「麻しん施設発生状況に係る調査について（第10報）」のとおり、高等学校及び中学校が休校・学級閉鎖などが報告されているところです。

このままでは、流行の未然防止や、麻しん排除の目標である対象者の接種率95%の達成が、危ぶまれることから、個別通知の徹底、学校機関等との連携の強化、未接種者・既罹患者の確認調査を行った上、麻しん風しんの第3期・第4期の未接種者に対して積極的に接種の勧奨をしていただき、麻しん風しんの第3期・第4期の対象者の早期接種が促進されるよう周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

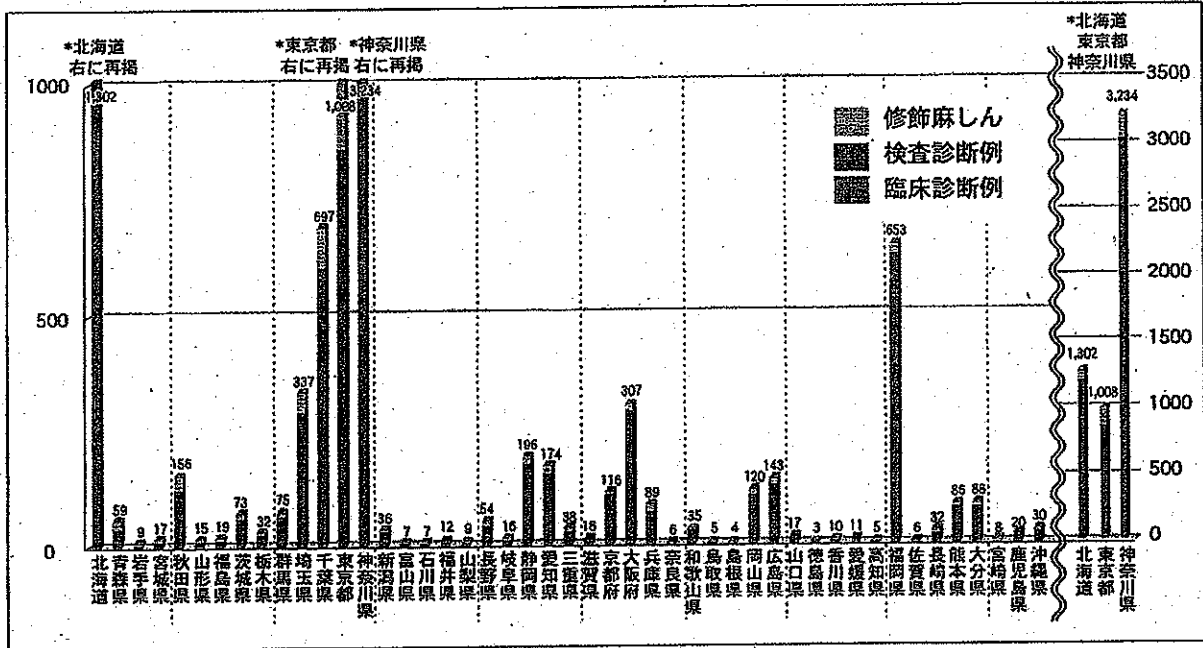
1. 週別麻疹報告数 (n=9,392) 2008年第1-24週



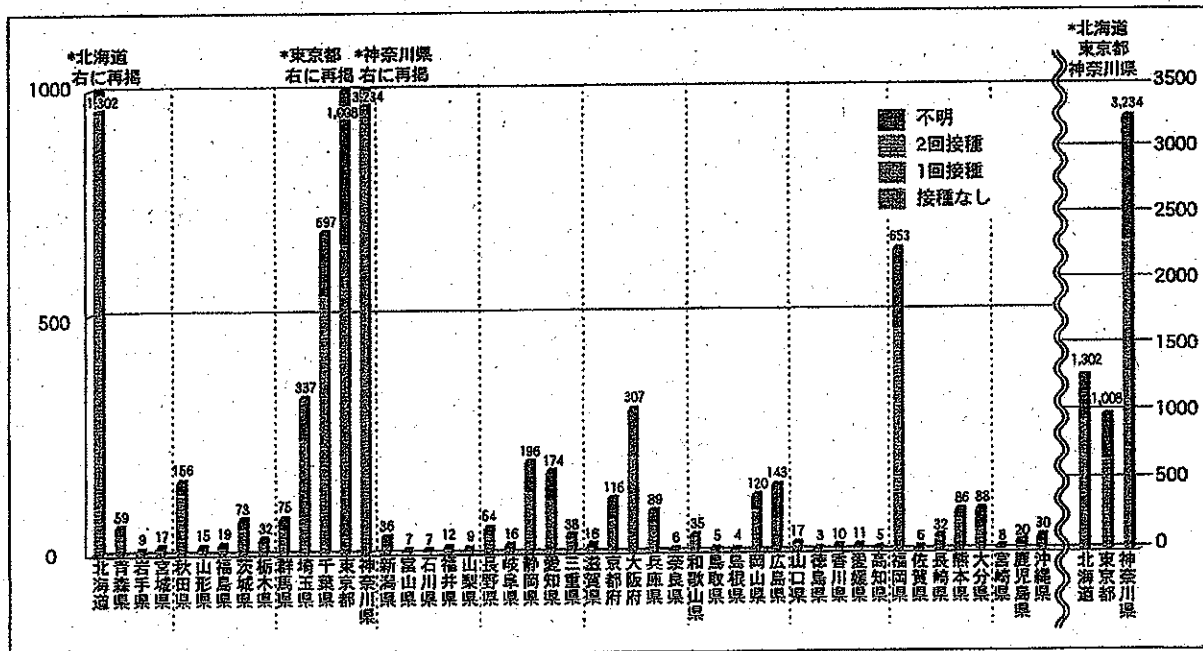
2. 都道府県別麻疹報告数 (n=206) 2008年第24週



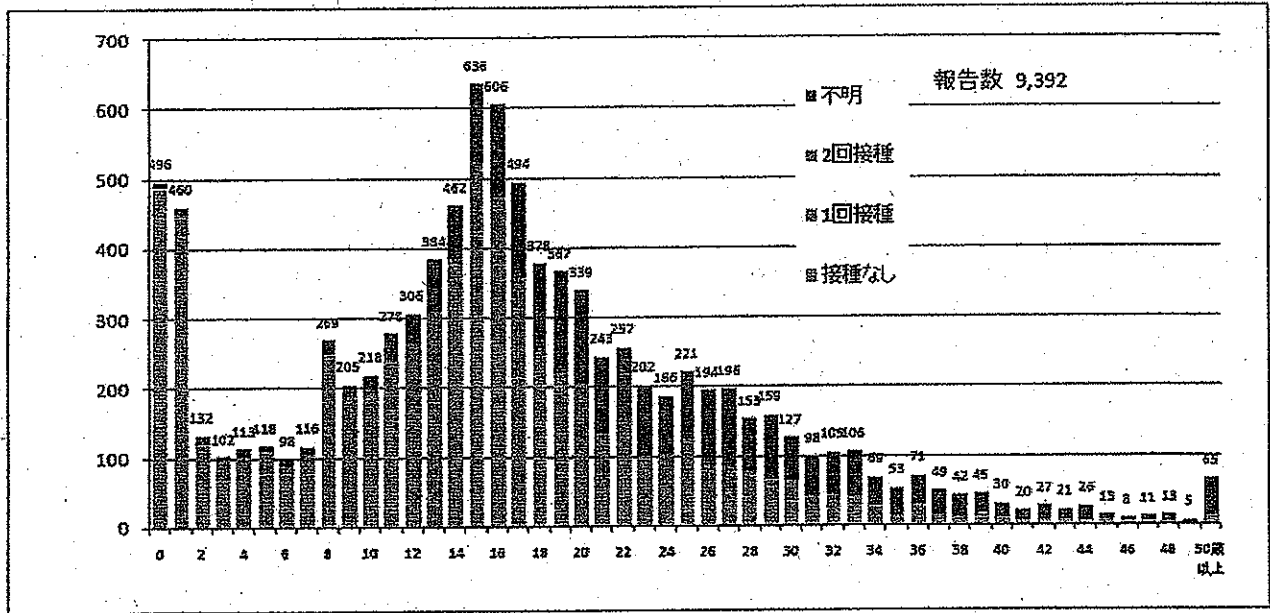
3. 都道府県別病型別麻しん累積報告数 (n=9,392) 2008年第1週-24週



4. 都道府県別接種歴別麻しん累積報告数 (n=9,392) 2008年第1週-24週



5. 年齢群別接種歴別麻疹累積報告数 (n=9,392) 2008年第1週-24週



以下省略



教保体第710号  
平成20年7月28日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 }  
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

ヘルパンギーナ患者の発生状況について (通知)

平成20年7月24日付けで県保健医療部疾病対策課長より、ヘルパンギーナ患者の発生状況について連絡がありました。

平成20年第29週(平成20年7月14日～20日)の埼玉県感染症発生動向調査によれば、県内のヘルパンギーナの患者報告数が、5月下旬から急増しています。

7月上旬には、県北部の幼稚園でヘルパンギーナにより学級閉鎖が行われました。

これまでの患者報告数の大多数が10歳未満の者であり、今後、流行が拡大し、患者報告数が増加する可能性があることから、貴委員会所管の該当する施設に対して下記の対応を周知くださるようお願いいたします。

記

予防のための対応；うがい、手指の消毒を励行すること。

【参考】

衛生研究所のHP

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BA30/eiken/surveillance/srv.htm>

2008年週報(一般の方向け)：感染症の流行状況がわかります。

定点医療機関向けの還元情報(PDF形式)：保健所別発生状況などがわかります。

担当；県立学校部保健体育課  
健康教育担当 謝村

TEL；048-830-6963

FAX；048-830-4971

Eメール；a6960@pref.saitama.lg.jp

3Sチャレンジ(保健体育課からのメッセージ)

学校・家庭・地域で育てよう、埼玉の健康な子どもたち

事務連絡  
平成20年7月24日

教育局保健体育課長  
総務部学事課長  
福祉部子育て支援課長  
福祉部少子政策課長

様

保健医療部疾病対策課長

#### ヘルパンギーナ患者の発生状況について

平成20年第29週（平成20年7月14日～20日）の埼玉県感染症発生動向調査によれば、県内でヘルパンギーナの患者報告数が別紙のとおり急増しています。昨年の同時期と比べても患者報告数は上回って推移しています。

これまでの患者報告数の大多数が10歳未満の者であり、今後、流行が拡大し、患者報告数がさらに増加する可能性も考えられますので、乳幼児・学童期の児が通う貴所管施設等に対し、下記の対応を実施いただくよう御周知ください。

#### 記

(対応)

貴所管施設等において、うがいや手指の消毒を励行することで感染の予防に努めてください。

疾病対策課感染症対策担当 古島  
TEL 048-830-3557  
FAX 048-830-4809

## ヘルパンギーナについて

### 1. ヘルパンギーナの症状

本疾患は、ウイルスに感染後、おおよそ2～4日の潜伏期間を経て、突然38～40℃の発熱で発症します。熱は1～3日続き、その間、咽頭痛、嘔吐、全身倦怠感などの症状が現れます。一般的に予後は良好で、熱が下がれば2～3日以内に復調します。

### 2. 流行

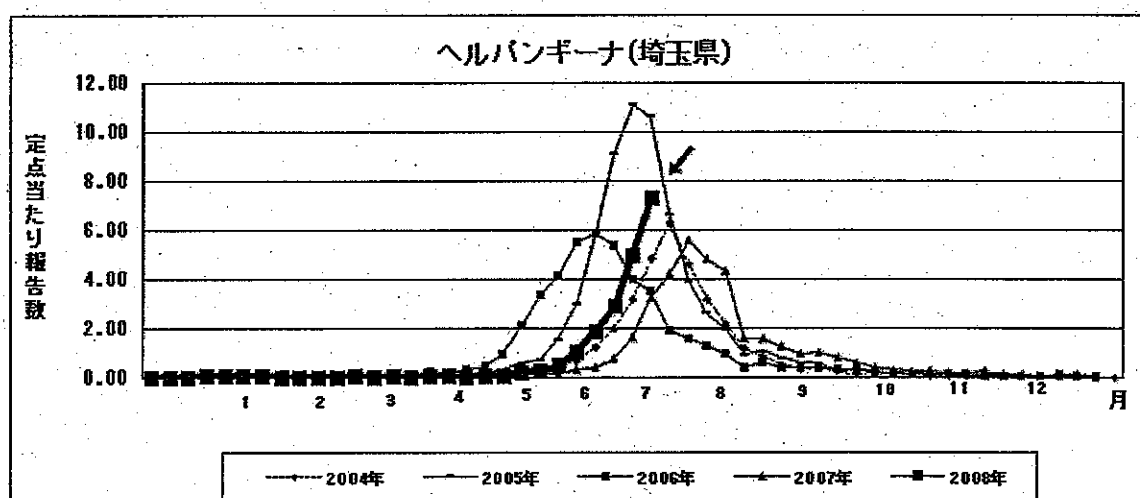
初夏から秋にかけて、乳幼児に多く発生します。感染経路は経口、接触、飛沫などで人から人へうつります。

### 3. 治療と予防

専用の治療法がないため、治療は対処療法になります。発熱時、有症状時などは安静を保ち、水分と栄養を十分に補給してください。予防方法は、手洗いを徹底し患者とはタオルなどの共有は避けましょう。また、患者の咳・くしゃみからの感染予防にはうがいも有効です。

### 4. 県内の発生状況

<年次推移>



<年齢別感染者>

